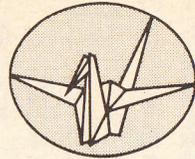


発行所
日本原水爆被害者団体協議会
〒105 東京都港区芝大門1-3-5
ゲイブルビル902
電話 03-3438-1897
FAX 03-3431-2113
郵便振替 00100-9-22913

毎月1回6日発行
年間購読料 1,500円



被団協

政府提案の

原爆被爆者援護法案を衆院で可決

「国家補償」抜き「国

あの日の死者の

政府提出の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」が十二月二日、衆議院本議会で賛成多数で可決されました。

法案は即日、参議院に送付されました。政府は、臨時国会会期末までに可決成立させ

る方針です。

政府案には、原爆投下時にさかのぼって、原爆死没者の遺族で被爆者手帳を持っているものに特別葬祭給付金十五

円を支給すること、諸手当の所得制限の撤廃が盛り込まれました。これは、一定の前准



国家補償の援護法実現めざす請願行動(11月9日)

請願署名ついに1千万突破

賛同議員も新たに12人 1800人参加で11月大行動

被爆五十周年に国家補償の

中央行動となりました。

力強い行動になりました。

原爆被爆者援護法の実現をめ

十一月二日に政府・与党が、「国家補償」抜きで原爆被爆者援護法案をまとめた直後だ

三日間の被爆者の参加は、三十九都道府県、のべ千二百

十の三日間行なわれました。

けに、「私たちの願いは国家補償の援護法」という被爆者の心を政府・各党に伝える、

に始まり、参院議員会館の会

九日は、「援護法実現・みんなのネットワーク」主催の

議室が超満員になった集結

会、最大の山場となった九日の請願行進と中央集会は、請願署名を二十万持って五十八

人で上京してきたという生協のお母さんたちの参加もあって、熱気がむんむん。

行動で提出した請願署名は、百五十二万。これで、目標の一千万署名は一千一万となり、超過達成しました。

国会議員からの賛同署名も衆院議員が十一人増えて三百

の責任」 の差別に怒り

と評価されています。

しかし、援護法の柱である「ふたたび被爆者をつくらない証」として明記すべき「国家補償」の文言を、自民が最後まで拒み続け、「国の責任において」というあいまいな表現にしてしまいました。

特別葬祭給付金は、死没者

国家補償的配慮で

「改革」が議員提案

政府の「被爆者援護法案」への対案として、「改革」は、十一月二十四日、「原爆被爆者援護法案」を議員提案しました。政府案との主な違いは、被爆者対策の理念を「国家補償的配置に基づき」としたことで、特別給付金を特別措置法施行以前のすべての死没者について、十万円を遺族に支給する、現行法で手当を受給している者に被爆者年金を支給し、被爆者健康手帳を被爆者援護手帳とすることです。

五十一人（六九％）となり、参院議員も一人増で百七十一人（六七・九％）となり、いずれも三分の二を大きく突破しました。

政要要請では、自民党が加藤紘一政調会長と衛藤晟一社会部会長、社会党が海野明昇国民運動局長、改革が野呂昭彦厚生部会長と部会全員、共産党が立木洋副議長と岩佐恵美厚生部会長などでした。

への弔慰ではなく、葬式代の後払いといった性格です。しかもそれが、被爆者である遺族に限られたため、軍人や軍属、学生など、単身赴任で直爆にあつた人の遺族や、救援のために入市して亡くなった人、戦地にいたり学童疎開中に原爆で家族を失った遺族が見捨てられるという、ひどい差別がつくりだされました。政府提案には、「改革」から対案が出され、二十五日に衆院本会議で趣旨説明がなされて厚生委員会に付託。厚生委員会では、「国の責任」と

「国家補償」明記を

共産党は修正案

日本共産党は、十一月一日、政府案にたいする修正案を出しました。「国家補償に基づき」施策であることを明記し、特別給付金はすべての死没者の遺族に死没者一人に百二十万円、すべての被爆者に年金を支給し、障害のあるものには加算するもの。

国民運動募金にご協力を

昨年十二月から今年十月まで行なわれた「被爆五十年特別募金」には、多大の抛金をいただき、ありがとうございました。（七面に一覧表掲載）

いま私たちは、被爆五十年をめぐり、核兵器ゼロ、国家補償の原爆被爆者援護法の実現と、被爆者の健康と暮らしを守るための現行制度の改善など、国民運動にとりこんでいます。



健康 ことわざ

昔、十年かかりし事の運び、今は起りて終わるに三日を要せず。被爆者、多く願いを託せし政党の政権につくや、アレヨと

ミイラ取り、ミイラとなる

いう間もあらず、自衛隊合憲、海外派兵は即実行、と、護憲、平和の諸公約紙屑の如く捨てて顧みず、頼みの綱の援護法、肝心

国家補償の違い、死者への弔慰、特別葬祭給付金の矛盾をなどが論議されました。二十九日には参考人質疑があり、日本被団協の伊東壯代表委員と、東友会の田川時彦副会長が、国家補償に基づく援護法の制定を意見陳述しました。三十日には広島、長崎で公聴会が行なわれ、伊藤サカエ広島県被団協理事長、山田拓民長崎被災協事務局長が意見を述べました。一日の厚生委員会では、「改革」案と共産党修正案を否決し政府案を採択しました。

閃光

大江健三郎さんの評論集に「生き方の定義」があります。大江さんの中で、「ふたたび被爆者をつくらない」ために、核兵器廃絶と被爆者援護法の二大要求を掲げた日本被団協の「原爆被害者の基本要請」をくわしく紹介して、

「核時代における切実な生き方の定義が見事に表現されている」とたたえています▼手元にあるこの本には署名に添えて和歌が一首。「春ごとに花のさかりはありなめどあひ見むことはいのちなりけり」。「古今和歌集」の「よみ人知らず」の歌です。「春ごとに桜の花盛りはあるだるうが、花の盛りをまのあたりにしうるかどうか、それは命あつてのこと、『命なりけり』の思いが深い」（大岡信『第七折々のうた』）。大江さんの命へのいとおしみが伝わってきます▼国家補償ぬきの今度の援護法案について大江さんは言いました。「国家補償の言葉には、政府が責任を認め、繰り返さないという思いが集中しており、被爆者が『裏切られた』と言う通り」